

冬道運転・ながら運転 について

～ポイント抑えて安全運転！～



1. 冬道運転で気を付けること

① ゆるやか・ゆっくりを心掛けましょう

積雪・凍結した冬道で通常感覚の運転は禁物！頭の中も冬道モードに切り替えてください。積雪路や凍結路での急なアクセル・ブレーキの操作は、スピンなどを引き起こし大変危険です。動き始めも加速・減速も「ゆるやか」「ゆっくり」をキーワードに慎重な操作を。そして普段より車間距離をあけて、余裕を持った運転を心がけましょう。

② カーブに差し掛かる前に減速を

カーブに差し掛かる前に減速しておきましょう。ブレーキをかけながらカーブを曲がると、タイヤが急にロックされてハンドル操作が効かなくなることがあります。カーブはもちろん直線でも、摩擦力が弱い雪道などでブレーキを使うと、タイヤが通常よりも早くロックしやすくなることを常に意識しましょう。

③ 下り坂では**エンジンブレーキ**の併用を

冬道でフットブレーキだけを使っていると**タイヤがロックされてしまい、ブレーキが効かなくなる可能性**があります。下り坂になったらエンジンブレーキを併用し、フットブレーキだけに頼らない減速を心がけましょう。

④ **早めに給油**をしよう

ゆっくり慎重な運転が求められる冬道のドライブは、普段以上に時間がかかるもの。燃料もみるみるうちに減っていきます。**思わぬ事態に備え、早め早めに給油**をしましょう。



⑤ **走る前に車に積もった雪を落と**しましょう

ブレーキをかけた拍子に**フロントガラスに雪が落ちて、視界が遮られる**ことがあるので大変危険です。また、運転中に足がペダルから滑らないよう、**靴底の雪を払う**のも忘れずに！

2. その他注意すべき箇所



- **トンネルの出入り口**→光の強弱が大きく目がくらみやすいので注意
- **橋の上**→遮るものがないので特に凍りやすい！
- **交差点**→圧雪がタイヤの空転で磨かれつるつるに！

3.ながらスマホの厳罰化について

令和元年12月から運転中の「ながらスマホ」等に対する罰則が強化されました。



携帯電話を持って通話する
(通話)



携帯電話の画面を注視する
(画像注視)



カーナビの画面を注視する
(画像注視)

「スマホを見たり操作したりするといっても、ほんの一瞬なら大丈夫」と考えているなら、それは大きな間違いです。わずかな時間でもスマホに気を取られ、前方の安全確認がおろそかになって、悲惨な交通事故につながる危険があります。

4. 罰則の変更点

	改正前	改正後
<p>携帯電話の使用等 <u>(保持)</u></p> <ul style="list-style-type: none">・通話 (保持)・画像注視 (保持)	<ul style="list-style-type: none">● 罰則 5万円以下の罰金● 反則金 普通車の場合 6,000円● 点数 1点	<ul style="list-style-type: none">● 罰則 6月以下の懲役又は 10万円以下の罰金● 反則金 普通車の場合 <u>18,000円</u>● 点数 <u>3点</u>
<p>携帯電話の使用等 <u>(交通の危険)</u></p> <ul style="list-style-type: none">・通話 (保持)・画像注視 (保持)・画像注視 (非保持) <p>することによって<u>交通の危険</u> <u>を生じさせる行為</u></p>	<ul style="list-style-type: none">● 罰則 3月以下の懲役又は 5万円以下の罰金● 反則金 普通車の場合 9,000円● 点数 2点	<ul style="list-style-type: none">● 罰則 1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金● 反則金 適用なし 非反則行為となり罰則が適用● 点数 <u>6点</u> 免許停止

5.具体的な境目は??

- 赤信号でスマホやカーナビの操作
- カーナビを1秒見る
- × 運転の最中にカーナビを3秒注視
- × 運転中にスマホやカーナビの画面操作



赤信号での操作はセーフ、運転中に2秒以上カーナビを注視するのはアウトとされているようです。

ただし、赤信号だからといって止まっているときにスマホやカーナビの操作をやりすぎてしまうと、青信号に気付かない・・・なんてケースも考えられます。やはり赤信号でも必要以上にスマホやカーナビを操作するのは避けた方がいいかもしれませんね。

6.2秒以上見るのがダメな理由



上の表は、自動車が2秒間に進む距離を示したものです。**時速60キロで走行した場合、2秒間で約33.3メートル進みます。**

その間に歩行者が道路を横断したり、前の車が渋滞などで停止していたら事故を起こしてしまう可能性が十分にあるからです。

7. 自転車や歩行者も注意！

「ながらスマホ」が危険なのは、**自転車を運転する場合や歩行中の場合も同様**です。自転車運転中や歩行中の「ながらスマホ」でも事故が起きており、自分自身だけでなく、周囲の人にけがを負わせてしまうことがあります。

スマホを使用しながら自転車を運転することは**禁止**されています。違反した場合には「**5万円以下の罰金**」が科せられることがあり、また、相手にけがを負わせた場合は、**重過失傷害罪**などに問われたり被害者から**損害賠償**を求められたりする事も！

自転車運転中や歩行中の「ながらスマホ」は、思っている以上に危険な行為です。使う時は、立ち止まり通行の妨げにならない安全な場所で操作しましょう。



8.まとめ

- ◎冬道の運転では心と時間にゆとりを持ちましょう！
- ◎自分は大丈夫と思わずに危機感を持ちましょう！
- ◎ながら運転は事故を起こせば一発免停の可能性も！

次回

2020年2月27日（木）

18：30～19：00



テーマ「食生活の改善について」